

国官参物第110号

許 可 書

株式会社アスト中本
代表取締役 中本 吉則 殿

令和2年2月10日付けで申請のあった第二種貨物利用運送事業の経営は、貨物利用運送事業法第20条の規定に基づき、下記のとおり許可する。

記

利用運送機関 外 航 海 運
業務の範囲 一 般 事 業

令和2年9月15日

国土交通大臣

赤羽 一嘉

